

まさかひゃ～！、こんなに違うの？

# 今、すぐにできる相続対策！

こんな事で悩んでいませんか？

- ☑ 今持っている不動産の評価が気になる
- ☑ 自社株式はいくらになっているんだろう
- ☑ 相続税はいくらかかるの？
- ☑ 打てる対策にはどんなものがあるんだろう
- ☑ 遺言の仕方がわからない
- ☑ 節税をしたい
- ☑ 円満な遺産分割をしたい
- ☑ 相続税の納税資金をどうしようか
- ☑ そろそろ事業承継を考えないと

あつきさみヨ～！  
税金取られるワケ～？

だから言ったサー、早く  
相談せーって！

早目の対策が節税に繋がります！

まずは ステップ1 現状把握

現状の財産・借金

……『財産のたな卸し』をしましょう！

現状の相続税額

……このままだと相続税こうなる！



……あんな風  
にならんよう  
に……

次に ステップ2 対策の実施

具体的な対策の検討！

最適な対策の実施！



そして最後に ステップ3 対策後の確認

対策後の財産・借金

対策後の相続税額

## 相続税の計算は(大雑把ですが)次の通りです、

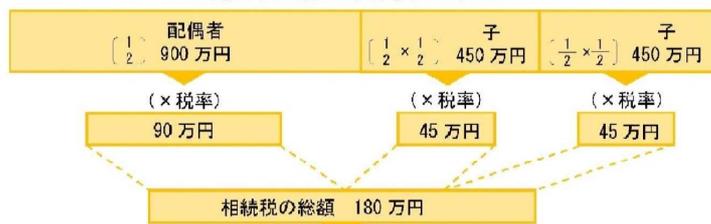
$$(資産 - 負債) - 基礎控除額 = 相続税の対象となる遺産$$

$$基礎控除とは \quad 3,000万円 + 相続人の数 \times 600万円 = 基礎控除額$$

○ 財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が6,600万円で、配偶者と子2人で3分の1ずつ相続した場合

$$\begin{array}{l} \text{(課税価格の合計額)} \\ 6,600万円 \end{array} - \begin{array}{l} \text{(基礎控除額)} \\ (3,000万円 + (600万円 \times 3人)) \end{array} = \begin{array}{l} \text{(課税遺産総額)} \\ 1,800万円 \end{array}$$

課税遺産総額を法定相続分であん分



相続税の総額を実際の相続割合であん分

配偶者 $\left(\frac{2,200万円}{6,600万円}\right)$ 60万円	子 $\left(\frac{2,200万円}{6,600万円}\right)$ 60万円	子 $\left(\frac{2,200万円}{6,600万円}\right)$ 60万円
--	--	--

※ あん分した税額から、配偶者の税額軽減等の各種の税額控除の額を差し引きます。

- (注) 1 納付税額が算出される場合は、申告期限(被相続人の亡くなった日の翌日から10か月以内)までに納付してください。  
2 納期限(申告期限)までに金銭で一時に納付することが困難な事由がある場合には、例外的な納付方法である延納又は物納が認められています(国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】に、詳しい手続等を記載した「相続税・贈与税の延納の手引」又は「相続税の物納の手引」を掲載していますので、ご覧ください。)

○ 相続税の速算表

区分	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

いきなり相続税がかかるわけではないのですが **税務署への申告** が必要となります。(相続税にはいろんな特例があり、その特例を受ける為の申告手続きです。)